

喜多方地方広域市町村圏組合最低制限価格制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、組合が発注する工事又は製造その他についての請負の契約締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む）に規定する、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務の取扱について定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格制度を採用する対象工事等は、建設工事、測量・設計コンサルタント等、役務の提供、その他の請負契約で競争入札に付したのものとする。

(最低制限価格の設定方法)

第3条 最低制限価格の設定は、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、「最低制限設定基準参考価格」をもとに予定価格決裁権者が定めるものとする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格の申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者が存在しないときは、再度入札をすることができる。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を再度の入札に参加させないものとする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行し、同日以後に公告する入札又は指名通知をする入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に執行する入札から適用する。